



環境省

浄化槽整備推進関係 令和6年度補正予算(案)

概要資料

令和6年11月29日

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室





浄化槽整備推進関係 令和6年度補正予算(案)の概要

老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の長寿命化による防災対策の拡充を図るとともに、災害対応として公共施設等への再生可能エネルギー設備及び省エネ型浄化槽の導入を支援し、防災対策と浄化槽分野の脱炭素化を推進。

○災害に強い浄化槽の整備による防災対策の拡充(循環型社会形成推進交付金(浄化槽分))

【令和6年度補正予算(案) 500百万円】

合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、汚水処理施設整備の概成や防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換整備を加速化するため、令和6年度補正予算において必要な財政支援を実施。

○地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業(エネルギー対策特別会計)

【令和6年度補正予算(案) 2,000百万円の内数】

災害へのレジリエンス強化のため、公共施設等への再生可能エネルギー設備及び省エネ型浄化槽の導入を支援(省CO2型設備として補助)することにより、防災対策とあわせて、浄化槽分野の脱炭素化を推進。

災害に強い浄化槽の整備による防災対策の拡充（循環型社会形成推進交付金）



【令和6年度補正予算（案）500百万円】環境省



単独処理浄化槽やくみ取り槽を災害に強く早期に復旧可能な合併処理浄化槽へ転換する事業等の支援を行います。

1. 事業目的

- 現在でも全国で未だに約830万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況にある。政府目標である令和8年度の汚水処理施設整備の概成を目指し、浄化槽法に基づき、合併処理浄化槽の整備を加速化するとともに維持管理の向上のための支援を行う。
- また、合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、防災・減災、国土強靱化の観点からも、老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の長寿命化を図るための支援を行う。

2. 事業内容

市町村が実施する浄化槽事業に対して交付金による支援を行う。

<主な支援メニュー>

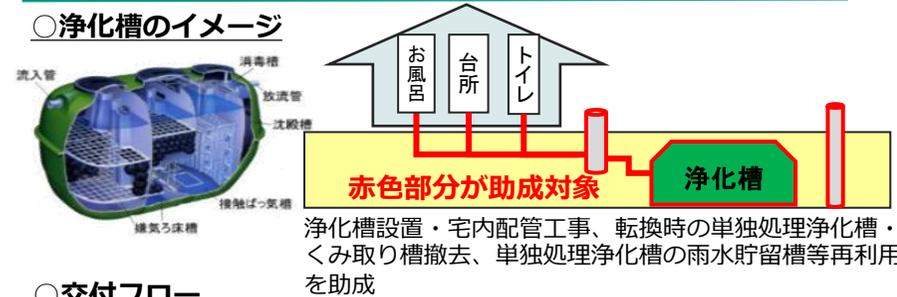
- 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）
単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の6割以上転換する事業
- 汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）<R8までの時限措置>
- 単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換
浄化槽設置・宅内配管工事、転換時の撤去、単独処理浄化槽の雨水貯留槽等再利用
- 浄化槽災害復旧事業
- 市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業
- 浄化槽整備効率化事業
浄化槽台帳作成、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査等含む）、維持管理向上・費用低減に資する一括契約等に必要な情報集約・システム構築、講習会等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率1/3又は1/2）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 令和6年度

4. 事業イメージ

○浄化槽のイメージ



○交付フロー



○費用負担

浄化槽設置整備事業（個人設置型）

個人（6割相当）	2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
----------	-----------------	---------------

浄化槽設置整備事業（個人設置型） 浄化槽災害復旧事業

2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
-----------------	---------------

※浄化槽災害復旧事業は交付対象事業費の全額が交付対象（環境省に要協議）

公共浄化槽等整備推進事業

2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
-----------------	---------------

※市町村は、別途、負担金（事業費の1割程度）を個人より徴収

お問合せ先：環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話：03-5501-3155



【令和6年度補正予算（案） 2,000百万円】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再工ネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コージェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

※ 都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

■ 事業形態	間接補助	都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
■ 補助対象	地方公共団体	〔PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可〕
■ 実施期間	令和6年度	

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
 - 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等
- ← 導入
- ・再エネ設備
 - ・蓄電池
 - ・CGS
 - ・省CO2設備
 - ・熱利用設備 等

